

仕様書

1 機器の条件

- (1) 設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、次の各基準を満たし、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
 - ア ノンフロン対応の機器であること。
 - イ 夏場（7月1日～9月30日）には午前中に商品をしっかりと冷やしこみ、電力需要ピーク時（午後1時～午後4時）には冷却運転をストップさせる省エネ型（エコ・ベンダー）であること。
 - ウ 真空断熱材が採用されていること。
 - エ 自動センサーで自然点滅すること、またはインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。
 - オ 局部冷却機能及び学習省エネ機能が搭載されていること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) ユニバーサルデザインに関する事項
 - ア 新庁舎に設置する自動販売機については、大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
 - イ 第二分庁舎に設置する自動販売機については、大型コイン一括投入口、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器であることが望ましい。
- (5) 神奈川県営水道製造のペットボトル水（500ml、丸型）を販売できる機器とすること。（仕様書別紙1）

2 販売条件

- (1) 販売品目は、次のものとし、いずれの物件においても酒類及びたばこの販売はしないこと。

炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料などの缶、ビン、ペットボトル等、密閉式の容器入りの清涼飲料水。
- (2) 商品の販売価格については標準販売価格（定価）より20円引きとすること。
- (3) 神奈川県営水道製造のペットボトル水を以下の条件により、1本以上販売すること。
 - ア 自動販売機の商品選択ボタンの1つ以上を神奈川県営水道製造のペットボトル水専用とすること（設置する2台のうち1台）。

- イ 神奈川県営水道製造のペットボトル水は100円で販売すること。
- ウ 神奈川県営水道製造のペットボトル水の購入費用は、設置者の負担とすること。なお、神奈川県営水道製造のペットボトル水の最小販売数は2箱（48本）とする。
- エ 神奈川県営水道製造のペットボトル水の卸単価は、1箱24本入り2,040円（消費税込。ただし、この卸単価は平成29年4月1日時点のもので、消費税の改正等社会情勢の変動により変更となることがある。）とし、神奈川県企業庁の発行する納入通知書払いとすること。
- オ ペットボトル水の配送方法は、設置者が指定する配送センターに神奈川県企業庁が納品する形をとること。（神奈川県企業庁の職員による配送又は宅配による納品を行う。）

3 安全対策に係る条件

(1) 転倒防止

自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。

(2) 食品衛生

衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても日本自動販売機工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該県有施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合

- を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第 16 条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を自らの負担により設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、毎年 4 月 30 日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 寄附付き自動販売機の設置

- (1) ともに生きる社会かながわサポート自動販売機
- ア 設置する機器については、県の「ともに生きる社会かながわ」推進へ役立てるための寄附付き自動販売機とする。
- イ 寄附付き自動販売機を設置するにあたり、落札後、落札者は、本県共生社会推進課と仕様書別紙 2 の「寄附付き自動販売機に関する確認書」を締結しなければならない。
- ウ 寄附金額は売上げ金額の 2% 以上とする。
- エ 詳細については落札者と本県共生社会推進課とで協議する。
- オ 購入者がわかるように、寄附付きである旨を正面パネル等に表示すること。
- カ 自動販売機のデザイン等は、仕様書別紙 2 の確認書のとおりとし、事前に県の確認を得ること。
- キ 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正

面パネル等に表示すること。

(2) 神奈川県動物保護センター建設基金サポート自動販売機

- ア 設置する2台のうち1台は、神奈川県動物保護センター建設基金サポート寄附付き自動販売機とする。
- イ 寄附金額は売上げ本数1本に対し1円以上とする。
- ウ 詳細については設置者と本県生活衛生課とで協議する。
- エ 購入者がわかるように、寄附付きである旨を正面パネル等に表示すること。
- オ 自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に県の確認を得ること。

パネルによる表示	自動販売機内のパネルで寄附先の事業の目的について明示する。 「この自動販売機は、神奈川県動物保護センター建設基金の支援を目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言を入れる。
自動販売機の塗色等	仕様書別紙3のとおり

- カ 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 当該県有施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

神奈川のおいしい水 森のハーモニー

●販売場所

神奈川県営水道の各水道営業所 ほか

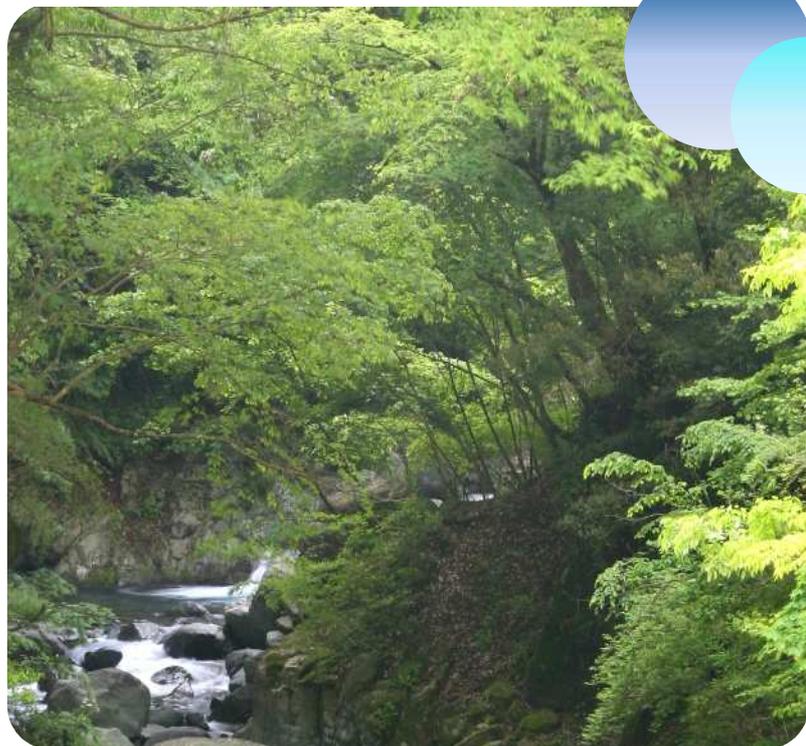
裏面販売箇所を御覧ください。

県営水道お客さまコールセンターでもお求めいただけます。(☎0570-005959)

詳しくは県企業庁ホームページを御覧ください。

森のハーモニー

検索



- 緑豊かな丹沢生まれ
- 早戸川の伏流水
- 口当たりの良い軟水
- 相模原市緑区の鳥屋浄水場でつくられた安全な水道水からできました。



神奈川県営水道
Facebook



イベント情報やお役立ち情報を便利にお届けします。
「いいね!」お待ちしております!

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ペットボトル水 販売箇所一覧

(1) 神奈川県企業庁水道営業所

	施設名	所在地	電話番号
1	相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘2-18-56	(042)755-1132
2	相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野6-3-1	(042)745-1111
3	津久井水道営業所	相模原市緑区中野252-1	(042)784-4822
4	鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12-18	(0467)22-6200
5	藤沢水道営業所	藤沢市鵜沼石上2-6-2	(0466)27-1211
6	茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村4-5-22	(0467)52-6151
7	平塚水道営業所	平塚市西八幡1-3-1	(0463)22-2711
8	厚木水道営業所	厚木市水引2-3-1	(046)224-1111
9	海老名水道営業所	海老名市上郷717	(046)234-4111
10	大和水道営業所	大和市西鶴間3-12-18	(046)261-3256
11	箱根水道センター	足柄下郡箱根町宮城野626-11	(0460)82-4306

神奈川県営水道お客さまコールセンター（☎0570-005959）でもお求めいただけます。

県営水道の給水区域は、相模原市（緑区の一部を除く。）、逗子市、葉山町、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、小田原市（一部）、大磯町、二宮町、大和市、綾瀬市、厚木市、愛川町（一部）、海老名市、伊勢原市、箱根町（一部）の12市6町です。

(2) その他

	施設名	所在地	電話番号
1	神奈川県刊行物・収入証紙等販売所	横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁本庁舎1階)	(045)210-3725
2	神奈川県観光協会「かながわ屋」	横浜市中区山下町1	(045)662-4113
3	エクスポート	横浜市中区海岸通り1-1	(045)650-8210
4	タワーショップ	横浜市西区みなとみらい2-2-1	(045)222-5544
5	赤レンガ デポ	横浜市中区新港1-1-1	(045)650-8208
6	横浜人形の家ミュージアムショップ	横浜市中区山下町18	(045)228-8776
7	そごう横浜店B2 食品売場	横浜市西区高島2-18-1	(045)465-2111
8	横浜高島屋7Fヨコハマ・グッズ横濱001	横浜市西区南幸1-6-31	(045)311-5111
9	ヨコハマメモリーズ	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークプラザ5F	(045)222-5360
10	県立歴史博物館内 ミュージアムショップ	横浜市中区南仲通5-60	(045)227-2337
11	横浜シティ・エア・ターミナルYCATショップ	横浜市西区高島2-19-12スカイビル1F	(045)459-4800
12	横浜ベイシェラトンホテルホテルショップ「TACK」	横浜市西区北幸1-3-23	(045)411-1111
13	JAさがみ わいわい市 寒川店	高座郡寒川町宮山233-1	(0467)72-0872
14	JAさがみ海老名グリーンセンター	海老名市大谷246	(046)234-0080
15	鳥居原ふれあいの館	相模原市緑区鳥屋1674	(042)785-7300
16	青根草木館	相模原市緑区青根1377-1	(042)780-8437
17	厚木合同庁舎	厚木市水引2-3-1	(046)224-1111
18	平塚合同庁舎	平塚市西八幡1-3-1	(0463)22-2711
19	体育センター	藤沢市善行7-1-2	(0466)81-2570
20	伊勢原駅観光案内所	伊勢原市伊勢原1-1-5	(0463)95-5333

寄附付き自動販売機に関する確認書

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下、「甲」という）と、〇〇※落札者（以下、「乙」という。）は、甲と乙が平成 29 年〇月〇日に締結した神奈川県〇〇〇〇〇に係る自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の「ともに生きる社会かながわ」の推進を支援する自動販売機（以下、「寄附付き自動販売機」という。）に関して、次のとおり合意したので、その証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

（寄附の目的）

第 1 条 甲の「ともに生きる社会かながわ」の推進を支援する目的として、乙は自動販売機の売上げ金額の一部を甲に寄附する。

（寄附金の金額と支払い期日）

第 2 条 寄附金は県庁新庁舎 1 階に設置する自動販売機の売上げ金額の 2 % 以上とする。

2 乙より甲への寄附は、毎年 9 月・3 月末日締めとし、翌月末日までに寄附を行うものとする（年 2 回）。

3 上記 2 に併せて乙は神奈川県（財産管理者）に寄附した金額を報告するものとする。

（有効期間）

第 3 条 この確認書の有効期間は、甲と乙が別途締結する自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

2 前項の有効期間中に、寄附先の事業が終了した場合は、その後は寄附しないものとして取り扱う。

（自動販売機のデザイン）

第 4 条 寄附付き自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に甲の確認を得る。

パネルによる表示	自動販売機内のパネルで寄附先の事業の目的について明示する。 「この自動販売機は、県の「ともに生きる社会かながわ」の推進を支援する目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言をいれる。
----------	--

2 甲の「ともに生きる社会かながわ」の推進が設置期間中に終了した場合は、乙は寄附が終了した旨を表示する。

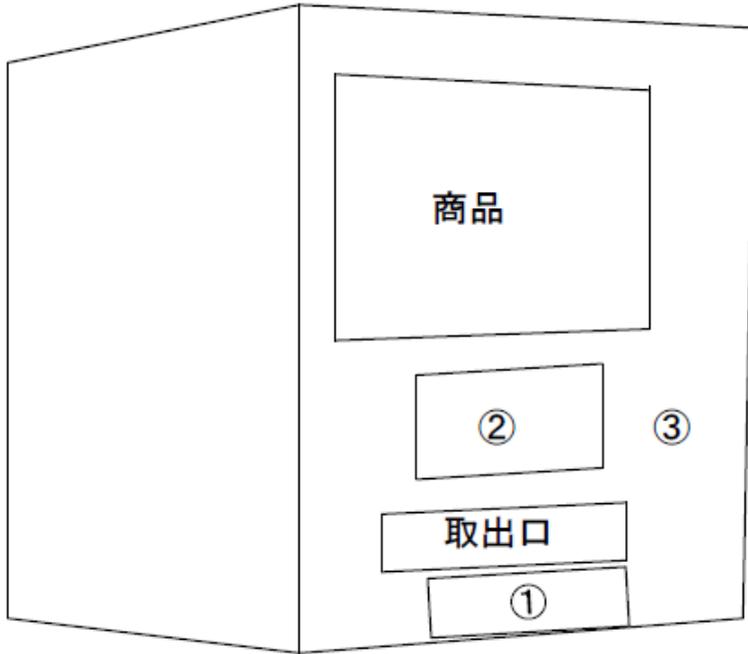
（協議）

第 5 条 本確認書に明記されていない事項または本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙



正面部分について次のとおりとすること。

①部分

次のとおり、横書きとすること。

神奈川県 **かなちゃんTV** 絶賛放映中！

②部分

次のようなデザインとすること。（写真は神奈川県が提供します）



神奈川県動物保護センター建設のために
皆さまの寄附をお願いします

お問い合わせ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課
電話 045-210-4947
FAX 045-210-8864



③部分

次のデザイン（デザインは神奈川県から渡します）を1点以上使用するとともに、「神奈川県PRキャラクター」と記載すること。

